

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第2回総会																																																								
開催日時	令和2年5月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時9分閉会																																																								
開催場所	中田農村環境改善センター 多目的ホール																																																								
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																								
出席者の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>尾張勝</td><td>2番</td><td>鈴木木巖</td><td>3番</td><td>田島幹</td><td>雄</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>豊澤啓司</td><td>5番</td><td>鈴賀秀二</td><td>6番</td><td>柴崎専一</td><td>一</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>佐々木まさ子</td><td>8番</td><td>阿部静男</td><td>9番</td><td>二階堂紀</td><td>一</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐藤久順</td><td>11番</td><td>佐藤幸治</td><td>12番</td><td>秋山耕</td><td>のり</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>松野秀郎</td><td>14番</td><td>上野栄公</td><td>15番</td><td>阿部晃</td><td>徳</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>門馬一郎</td><td>17番</td><td>岩淵勉</td><td>18番</td><td>小野寺義幸</td><td>ゆき</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>櫻井利光</td><td>20番</td><td>三塚芳毅</td><td>21番</td><td>浅野和宏</td><td>ひろ</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>鈴木泰子</td><td>23番</td><td>五十嵐幸喜</td><td>24番</td><td>高橋清範</td><td>のり</td> </tr> </table> <p>（は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>	1番	尾張勝	2番	鈴木木巖	3番	田島幹	雄	4番	豊澤啓司	5番	鈴賀秀二	6番	柴崎専一	一	7番	佐々木まさ子	8番	阿部静男	9番	二階堂紀	一	10番	佐藤久順	11番	佐藤幸治	12番	秋山耕	のり	13番	松野秀郎	14番	上野栄公	15番	阿部晃	徳	16番	門馬一郎	17番	岩淵勉	18番	小野寺義幸	ゆき	19番	櫻井利光	20番	三塚芳毅	21番	浅野和宏	ひろ	22番	鈴木泰子	23番	五十嵐幸喜	24番	高橋清範	のり
1番	尾張勝	2番	鈴木木巖	3番	田島幹	雄																																																			
4番	豊澤啓司	5番	鈴賀秀二	6番	柴崎専一	一																																																			
7番	佐々木まさ子	8番	阿部静男	9番	二階堂紀	一																																																			
10番	佐藤久順	11番	佐藤幸治	12番	秋山耕	のり																																																			
13番	松野秀郎	14番	上野栄公	15番	阿部晃	徳																																																			
16番	門馬一郎	17番	岩淵勉	18番	小野寺義幸	ゆき																																																			
19番	櫻井利光	20番	三塚芳毅	21番	浅野和宏	ひろ																																																			
22番	鈴木泰子	23番	五十嵐幸喜	24番	高橋清範	のり																																																			
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、局長補佐 小林仁、農地管理係 主幹 伊藤 裕美 主査 千葉康哉、主査 千葉貴行、書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																								
	<p>報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第7号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第8号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第9号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第12号 非農地証明願について</p> <p>議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第14号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p>																																																								
会議結果	<p>議案第9号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第10号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第11号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第12号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第13号 原案のとおり決定した</p>																																																								

	議案第 14 号 原案のとおり決定した
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和 2 年度登米市農業委員会第 2 回総会資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、4 番 豊澤 啓司 委員、5 番 芳賀 秀二 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>ここで、議案の説明についてお諮りします。 新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p>

議長	<p>日程第4、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第7号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第7号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第8号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第8号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第9号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第9号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は、4筆以外は全て耕作されております。そのうち1筆は既に除草作業の上、管理を行っております。また、残りの3筆は、今後自ら耕作及び管理を開始する意向です。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	12番 秋山 耕 委員
12番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和2年5月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号4番及び5番について、別紙議案説明資料1ページから11ページ及び12ページから21ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、遠田郡美里町に居住する譲受人の夫婦が、南方町地内の農地を東京都目黒区に居住する譲渡人の甥から譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は現在、遠田郡美里町在住ですが、新規就農として、基幹作業は作業委託するものの、農地の管理及び経営については、自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p>

以上のとおり報告します。

令和2年5月25日

現地調査委員 10番 佐藤 久順 委員
11番 佐藤 幸治 委員
12番 秋山 耕 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにはしておりますが、支障等について自席で発言をお願いします。

議長

進行番号1番について、18番 小野寺 義幸 委員。

《事務局：支障なしの連絡あった旨代理で報告》

議長

進行番号3番について、12番 秋山 耕 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号7番について、5番 芳賀 秀二 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号8番について、22番 鈴木 泰子 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号9番について、13番 松野 秀郎 委員。

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号10番について、2番 鈴木 巖 委員。

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号11番について、17番 岩淵 勉 委員。

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号12番、13番について、8番 阿部 静男 委員。

	<p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第9号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第9、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第10、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、第4条申請が2件、第5条申請が議案書では10件ですが、進行番号2番について、申請後に申請人より取り下げの申出がありましたので、進行番号2番を削除していただき、9件となります。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>12番 秋山 耕 委員</p>

12 番委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎及び堆肥舎を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地は既に畜舎及び堆肥舎として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地にコンクリート基礎及び関知ブロックを設置するもので、昨年の台風19号で被害のあった箇所を整備となります。農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、おおむね300m以内に鉄道の駅がある第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料37ページから40ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料41ページから43ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地

で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年5月25日

現地調査委員 10番 佐藤 久順 委員
11番 佐藤 幸治 委員
12番 秋山 耕 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

3番 田島 幹雄 委員

3番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年5月20日、午後1時30分から委員2名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第5条の進行番号6番、7番については、別紙議案説明資料44ページから46ページ、47ページから49ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料50ページから52ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地は既に資材置場として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料53ページから55ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 10 番については、別紙議案説明資料 56 ページから 58 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地を道路工事で発注する土砂の一時保管場所及び資材置場として一時的に転用するもので、農地区分としては、第 2 種農地で、申請地以外に妥当な用地はなく、工事期間のみの一時的な利用であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 2 年 5 月 25 日

現地調査委員 1 番 尾張 勝 委員
3 番 田島 幹雄 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、議案第 10 号、議案第 11 号について、一括して質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

これで議案第 10 号、議案第 11 号の質疑を終わります。

議長

これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

次に、議案第 11 号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

議長	<p>よって、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 11、議案第 12 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 12 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 12 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 5 件、利用権設定が 61 件となっております。所有権移転の進行番号 3 番が 13 番 松野 秀郎 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思っておりますが、これにご異</p>

	議ありませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。
議長	はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号3番についての審議に入ります。
議長	本案件は 13 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、13 番 松野 秀郎 委員の退場を求めます。
	《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	これより議案第 13 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番について、質疑を行います。 質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 13 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番を採決します。
議長	お諮りします。

	<p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 3 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>13 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 13 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 14 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を</p>

議長	<p>議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和元年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第14号について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第14号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第14号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定いたしました。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和2年度第2回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和2年5月25日

議 長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 4番 豊澤 啓司

議事録署名人 5番 芳賀 秀二
